

第3回岡山県船舶製造・修理業，船用機関製造業

最低賃金専門部会議事要旨

1 日 時

令和3年10月22日（金） 午前10時00分～

2 場 所

岡山市北区下石井1丁目4番1号
岡山第2合同庁舎 3階会議室

3 出席者

公 益 委 員 : 3人
労働者側委員 : 3人
使用者側委員 : 3人

4 審議事項

最低賃金金額審議について

5 議事要旨

(1) 最低賃金金額審議について

岡山県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金額について審議され、労使双方の委員から以下の意見が述べられた。

【労働者側の意見要旨】

- ・ 引上げ額については、最低賃金基礎調査結果の18歳から19歳の時間額985円と造船業特定最低賃金954円との差額31円を提示する。

【使用者側の意見要旨】

- ・ 今年度の岡山県の平均賃金上昇率1.7から1.8%に基づき16円を提示する。

人材確保の観点、急激な最低賃金の上昇は中小企業の経営を圧迫すること、最低賃金の未満率が今年度悪化していることも考慮したものである。

- (2) 労使双方から、これ以上、労使協議の意思がないこと等の意見があり、審議は次回に持ち越されることとなった。

6 配付資料

- ・意見要旨提出者名簿（労・使側）及び最低賃金についての意見要旨
- ・新型コロナウイルス感染症の影響に対する経済支援策の全体像